

令和7年度地域特産物マイスター候補者の募集・推薦について

令和7年度の地域特産物マイスターの認定・登録について、地域特産物マイスター制度実施要領（平成12年10月25日（公財）日本特産農産物協会）に基づき、次のとおり行います。

1 趣旨

地域特産物の生産・加工の分野で卓越した技術・能力を有し、産地育成の指導者となる人材を地域特産物マイスターとして認定・登録します。

2 認定・登録の方法

本人の申請書と推薦機関の推薦書に基づき、学識経験者による審査に基づいて認定・登録します。

3 募集の方法と募集期間

募集は都道府県等を通じて行い、応募・推薦は、令和7年9月末までに、原則として都道府県を通じて本人の申請書及び推薦機関の推薦書の提出をお願いします。

4 認定対象となる品目

認定対象となる地域特産物は、地域の立地条件や独自の技術により生産される農産物や食品等で、次のいずれかに該当するものが該当します（農産加工も対象です）。

- | |
|---|
| <p>ア．地域の自然・立地条件を活かし、または克服して生産している。</p> <p>イ．地域独特の技術や創意工夫により生産している。</p> <p>ウ．地域で受け継がれてきた資源や伝統的食文化の継承の観点から重要（貴重）である。</p> <p>エ．6次産業化や農商工連携、機能性などの新たなニーズへの着目等により、需要の拡大や地域振興に寄与している、もしくは今後、寄与することが見込まれる。</p> |
|---|

注：推薦に際して、該当品目に疑義のある場合には、必ず事前にご相談ください。

5 認定の対象者

対象となる地域特産物の生産、加工等におおむね10年以上携わっている実践的な農業従事者、農産加工関係者等で、卓越した技術・能力を有し、産地育成の指導者となる人材が認定対象となります。

申請・推薦に当たっては、次の点にご留意ください。

- ① 10 年間程度はマイスターとしての指導的役割や現地指導の要請への対応が期待されること等を踏まえ、認定・登録時点の年齢は、原則として 70 歳未満であることとします。
- ② 同一地域（市町村）かつ同一品目に係る同一年度における推薦は、原則として 1 人とします。
- ③ 女性による取り組みの多い農産加工も対象となります。
- ④ 認定後は、マイスター協議会に参画して会費（初年度は入会金 5 千円、2 年目から年会費 2 千円）を負担いただき、相互の連携と地域段階での組織化への自主的な取組をお願いしています。

（注）認定者に、新たな活動の義務が課されるものではありません。

5 推薦機関による推薦書

本人の申請書とともに、市町村長、地域農業改良普及センター長、都道府県農業試験場長、農業協同組合長又は農業関係団体（都道府県以上を範囲とするもの）のいずれかの機関による推薦書（指定様式に取組実績や推薦理由等を記載）の提出をお願いします。

6 申請・推薦書の提出方法

都道府県は、次の期限までに協会へご提出をお願いします。（電子メール）

提出期限 令和 7 年 9 月末日

7 審査、認定・登録及び公表

学識経験者の審査委員会で書面審査により認定が妥当と判断された者を地域特産物マイスターとして認定し、地域特産物マイスター名簿に登録するとともに、協会のホームページで公表します（1 2 月を目途）。認定者には、認定証を交付します。

また、認定者のプロフィールを協会ホームページに掲載します。

8 その他

ご不明な点等は、前広に協会事務局までお問合せ・ご相談ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 日本特産農産物協会 担当 寺田、吉川
TEL 03-6689-9428 FAX 03-3663-7525 e-mail info@jsapa.or.jp